

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

記

対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当等を除く。

従業員数：1055名（2023年3月31日時点）

〈女性〉正規労働者：32名 / 非正規労働者：14人

〈男性〉正規労働者：1023名 / 非正規労働者：44人

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	71.5%
非正規労働者	41.3%
全労働者	57.5%

〈差異についての補足説明〉

- ・正規労働者における男女間の賃金差が生じている原因として、女性社員は男性社員よりも勤続年数が低く、給与水準の高い管理職への登用に至っていないため。
- ・非正規労働者において男女間の賃金差が生じている主要因は、男性の非正規労働者は相対的に賃金が高い定年嘱託社員が多いため。
- ・今後の取り組みとして、男性社員内での管理職の割合と、女性社員内での管理職の割合を同程度にするため、新卒採用に加えて中途採用も積極的に行っていく。

以上